

(資料5)

仙台市感染症予防計画（中間案）素案について

令和5年11月6日
仙台市感染症対策協議会資料
仙台市保健所 感染症対策室

計画の構成について

- 第1章 はじめに (スライド3～7)

- 1 計画の位置づけ
- 2 感染症を取り巻く経過及び現状
- 3 経過及び現状を踏まえた対策の推進
- 4 計画期間・進捗管理

- 第2章 感染症の予防の推進の基本的な方向 (スライド8)

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 正しい知識の普及と情報の提供
- 6 各主体が果たすべき役割
- 7 予防接種

- 第3章 感染症対策 (スライド9～12)

- 1 発生予防のための施策
- 2 まん延の防止のための施策
- 3 情報の収集、調査及び研究
- 4 検査の実施体制確保
- 5 患者の移送体制確保
- 6 宿泊施設の確保
- 7 外出自粛対象者の療養環境整備
- 8 啓発及び知識の普及、人権の尊重
- 9 人材の養成と資質の向上
- 10 保健所の体制の確保
- 11 特定病原体等の取り扱い体制確保
- 12 緊急時における対応
- 13 特定感染症予防指針に定められた感染症対応
- 14 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

I-1 計画の位置づけ

- 新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるもの
- 国基本指針及び宮城県感染症予防計画に即し、本市においても、保健所設置市として新たに策定するもの

県計画で定める主な内容

- 医療提供体制、医療機関等との協定締結
- 検査機関、宿泊施設との協定締結
- 県、保健所設置市、関係機関で構成する宮城県感染症連携協議会の設置

本市計画及び県計画で定める主な内容

- 情報収集、調査及び研究
- 検査の実施体制確保、患者の移送体制確保
- 外出自粛対象者の療養環境整備
- 人材養成と資質の向上、保健所の体制確保
- 特定感染症への対応

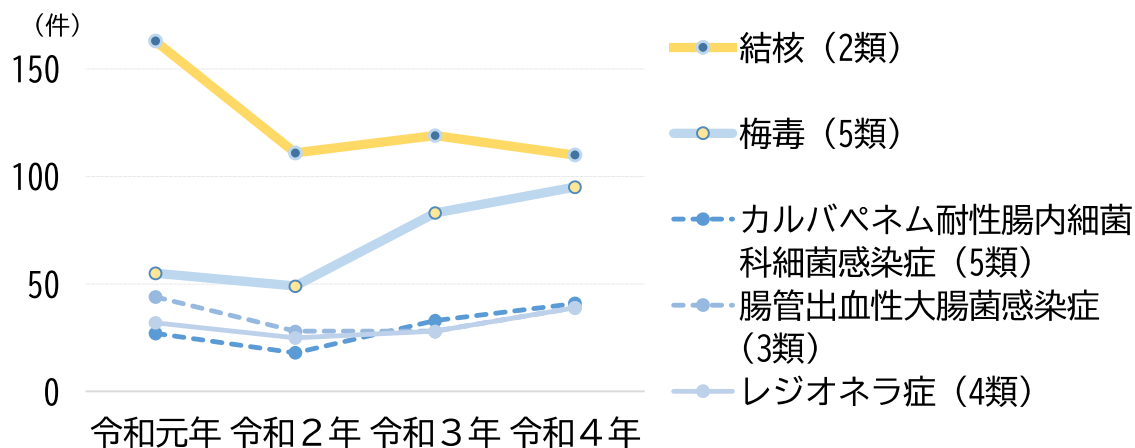
※改正感染症法において、都道府県並びに保健所設置市で策定する予防計画に定める事項が、それぞれ規定されている

I-2 感染症を取り巻く経過および現状

➤ 背景及び社会情勢

- ・ 新型コロナについて、本市においては、令和2年2月末に市内で初めての感染者が確認されて以降、幾度も感染拡大を繰り返してきた。
- ・ 新型コロナへの対応にあたっては、保健所業務もひっ迫する中、宮城県や医療機関等との連携のもと、入院や宿泊施設入所に係る調整、保健所体制や検査体制の整備・拡充、患者の移送体制確保、外出自粛対象者の療養環境整備などを進めた。
- ・ また、近年、インバウンドの推進など海外との相互交流促進により輸入症例の増加が懸念されている。

➤ 本市における全数把握感染症の患者数の推移



※ 令和4年における全数把握感染症の患者数昇順第5位までの感染症を掲載

(参考)特定感染症予防指針に定められた感染症
結核、麻しん・風しん、エイズ・性感染症、
インフルエンザ、蚊媒介感染症

I-3 経過および現状を踏まえた対策の推進

▶ 平時における対応

- ・ インバウンドの推進など、海外との相互交流が促進している現状を踏まえ、海外及び他自治体の発生動向を注視し、対策を推進していく。
- ・ 特定感染症予防指針が策定されている感染症は、梅毒といった増加傾向にあるものや、麻しんや蚊媒介感染症等の輸入症例により、まん延が懸念される感染症であり、国の指針に基づいた対策を強化する必要がある。
- ・ 結核についても、感染者数は全体として低下傾向にあるが、依然として発生数は多く、個別の肺結核患者の治療脱落等の課題を踏まえ、引き続き対応が必要である。

I-3 経過および現状を踏まえた対策の推進

➤ 新興感染症への対応

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、緊急時に備えた平時からの体制整備や、医療機関など関係機関との連携体制の構築等が必要である。

- ・国からは保健所職員等の資質向上や、新興感染症の感染急拡大に備えた体制作りのため、検査体制、訓練の実施や保健所体制について数値目標の設定が求められている。数値目標の考え方として、従前の新型コロナへの対応を念頭に、国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くことが示されている。

- また、保健所体制の整備については、「新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染症が流行初期に発生した場合の、流行開始から1ヶ月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定すること」が示されている。

以上を踏まえ、感染症予防の推進の基本的な方向を定め、感染症対策を推進する。

I-4 計画期間・進捗管理

➤ 計画期間

- ・令和6年度～令和11年度までの6年間
（国基本指針の改正などを踏まえ、必要に応じて、見直しを行う）

➤ 進捗管理

- ・本計画については、宮城県感染症連携協議会を通じて関係者間で協議を行うとともに、計画に基づく取組状況を報告し、進捗確認を行う。
- ・平時より、感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

II 感染症予防の推進の基本的な方向

- ・国基本指針及び県予防計画改定案に即し、下記のとおり7項目を設定

No.	項目
1	事前対応型行政の構築
2	市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
3	人権の尊重
4	健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
5	正しい知識の普及と情報の提供
6	各主体が果たすべき役割 (1)行政（本市）、(2)市民、(3)学校、(4)医師等、(5)獣医師等、(6)施設の開設者等
7	予防接種

Ⅲ-1 主な感染症対策

- 市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、下記項目の取り組みを推進する。
- 新興感染症への対応に係る数値目標について、国基本指針に基づき、下記項目4, 9, 10で設定する。

No.	項目	No.	項目
1	発生予防のための施策	8	啓発及び知識の普及、人権の尊重
2	まん延の防止のための施策	9	<u>人材の養成と資質の向上</u>
3	情報の収集、調査及び研究	10	<u>保健所の体制の確保</u>
4	<u>検査の実施体制確保</u>	11	特定病原体等の取り扱い体制確保
5	患者の移送体制確保	12	緊急時における対応
6	宿泊施設の確保	13	特定感染症予防指針に定められた感染症対応
7	外出自粛対象者の療養環境整備	14	その他感染症の予防の推進に関する重要事項

Ⅲ-2 新興感染症への対応に係る数値目標

➤ 4 検査の実施体制確保

項目	目標値	
	流行初期（1ヶ月以内）	流行初期以降（6ヶ月以内）
仙台市衛生研究所の検査の実施能力（件/日）	44件/日	240件/日
仙台市衛生研究所の検査機器確保数（台）	3台	5台

（目標設定の考え方）

- ・ 新型コロナ対応では、仙台市衛生研究所において、検査機器の整備及び人員体制強化を図りながら、PCR検査を令和2年2月1日から10件/日の検査対応で開始し、同年10月1日以降は240件/日に引き上げ、令和5年5月7日まで365日検査体制を維持した。
- ・ 新興感染症のまん延時に備え、新型コロナ対応と同等の検査体制を速やかに整備できるよう、平時から計画的に準備を行う。

Ⅲ-2 新興感染症への対応に係る数値目標

➤ 9 人材の養成と資質の向上

項目	目標値
仙台市保健所職員及び市職員に対する研修及び訓練実施回数（回/年）	1回以上/年

※別途保健所職員については、国や国立感染症研究所などが実施する研修などを活用し、平時から人材の養成を行う

（目標設定の考え方）

- ・ 新型コロナ対応では、保健所職員の増員により体制拡充を図るとともに、令和3年4月からは全庁応援体制を構築するなど、他部署の応援職員も感染症対応業務に従事した。
- ・ 新興感染症のまん延時に備え、保健所職員及び市職員への研修及び訓練の実施、国や国立感染症研究所などが実施する研修などへの派遣により、平時から人材の養成を行う。

Ⅲ-2 新興感染症への対応に係る数値目標

➤ 10 保健所の体制の確保

項目	目標値
保健所の感染症対応業務を行う人員確保数（人） （流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応）	検討中
IHEAT※要員確保数（人） （IHEAT研修受講者数）	

（目標設定に係る検討状況）

- ・国が想定する「第6波」のピーク時には、一日あたり約400人（本市においては、令和4年2月8日時点）が保健所の感染症対応業務に従事したが、保健所業務はひっ迫した。
- ・新興感染症のまん延時に備え、庁内の応援体制やIHEAT要員を含めた人員体制を事前に想定し、有事の際にはその体制に迅速に切り替えることができる仕組みを整備する。

※IHEATは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み